

議 第 15 号
平成30年2月6日提出

熊本市人権教育の推進について

熊本市人権教育の推進について別紙のとおり改定したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則第1条第1号の規定により、熊本市人権教育の推進について改定するため、議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

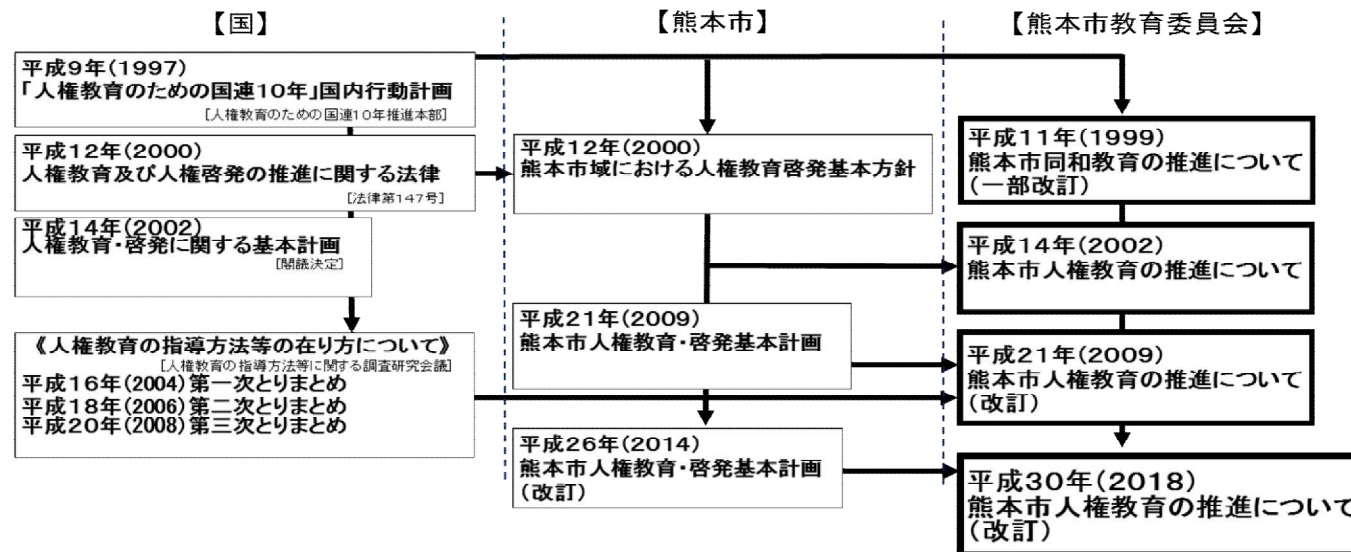
熊本市人権教育の推進について（案）

熊本市教育委員会

新

これまでの経緯と目標

1 これまでの国・市の経緯



本市教育委員会では、すべての人の基本的人権が尊重され、一人一人が自尊感情を高め、お互いを認め、支え合い、共に生きていく人権教育として、それまでの同和教育を発展的に再構築する取組を進めてきた。しかし、子どもを取り巻く状況は、いじめや暴力・虐待、情報化の進展に伴う人権侵害等、生命・身体の安全に関わる事態が懸念されている。また、次にかかわるような人権問題も存在している。

同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、水俣病、ハンセン病患者等、原爆被害者、エイズ患者やHIV感染者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、性的指向、性自認、震災に起因する問題、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、ホームレス、人身取引等

そのような中、平成28年にはさまざまな差別の解消に向けた推進法も施行されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (H28.4.1)
 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (H28.6.3)
 部落差別の解消の推進に関する法律 (H28.12.16)

2 熊本市人権教育の目標

本市教育委員会は、これまでの成果を生かし、差別の現実学ぶという姿勢を大切にしながら、学校教育及び社会教育を通じて、すべての人の人権が尊重されるための人権教育を推進していく。そのために、「熊本市人権教育の目標」を以下のように設定した。

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現れるようにすること

具体的には、自尊感情を高め、共感的に理解する力やコミュニケーションの力、人間関係を調整する力等を総合的に培う。

推進にあたっては、個人情報の保護が配慮されるとともに教育の中立性が確保され、地域の実情を踏まえて、市民に広く理解が得られる取組にしていかなければならない。

取組

1 学校教育

- 1) すべての教職員の基本的認識の確立と組織的な取組の充実
 実効性のある教職員研修等の充実
 校長・園長のリーダーシップによる組織的・計画的な実践
- 2) すべての教育活動を通じた人権教育の推進
 人権が尊重されるための3つの柱と7つの視点

人権が尊重される
学習活動の工夫と展開

- ①一人一人の存在や思いを大切に、確かな学力をつける取組
- ②人権に関する知的理解や人権感覚の育成に効果的な教材等の活用
- ③協力的・参加的・体験的な学習の推進

人権が尊重される
人間関係づくり

- ④自尊感情を培い人権感覚を高める技能や態度の育成
- ⑤互いのよさや可能性を認め、共に高まり合う仲間づくり

人権が尊重される
環境づくり

- ⑥一人一人の子どもへの深い理解と日常的な温かいかわり
- ⑦感性を豊かにはぐくむ言語環境とその他の学習環境の整備

- 3) 家庭・地域・関係諸機関との連携及び校種間の連携
 家庭・地域・関係諸機関への情報発信と連携・協力
 校種間及び福祉施設等との連携による研修や交流の推進

2 社会教育

- 1) あらゆる世代を対象とした人権教育・啓発活動
 社会教育施設等における効果的な情報発信と学習機会の充実
 人権教育・啓発を促進する指導者の養成
- 2) 共生社会の実現に向け、主体的に取り組む市民の人権意識の高揚
 家庭・地域と学校が一体となった取組の推進
 福祉施設等との交流や多様な体験活動の推進
- 3) 子どもたちの豊かな人権感覚をはぐくむ家庭教育の充実
 PTA・家庭教育学級等への支援
 子育て関係諸機関との連携



平成30年4月1日

熊本市人権教育の推進について

現行

熊本市教育委員会

1 基本方針について

これまでの経緯

世界人権宣言から、すでに60年が経過した。「人権教育のための国連10年」(平成6～16年)が終了したのを受け、国連では「人権教育のための世界計画」(平成17年)が採択され、「人権の世紀」の実現に向けて、人権教育推進の取り組みが展開されている。

わが国は、人権尊重の精神の涵養と普及を目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)の施行後、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年)を示して、総合的かつ計画的な施策の推進を図ってきた。その中で発足した人権教育の指導方法等に関する調査研究会議では、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～三次とりまとめ〕」(平成16～20年)を示し、人権教育の一層の充実を求めている。

本市教育委員会では、平成14年に「熊本市人権教育の推進について」を策定し、すべての人の基本的人権が尊重され、一人一人が自尊感情を高め、お互いを認め支え合い共に生きていく人権教育として、それまでの同和教育を発展的に再構築する取り組みを進めてきた。その結果、学校や地域等で人権に関する多様な学習の機会がづくられ、人権に対する関心の高まりや人権問題への正しい認識が進むなど、一定の成果を上げてきている。

しかし、今日の子どもを取り巻く状況は、いじめや暴力・虐待等の被害の問題やインターネット等の情報化の進展に伴う人権侵害の問題が起きるなど、生命・身体の安全に関わる事態が懸念されている。また、女性、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、水俣病、ハンセン病、原爆被害者などをめぐる人権問題も存在している。

このような中、本市では、熊本市第6次総合計画の基本構想に基づき、一人一人の人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現を目的とする「熊本市人権教育・啓発基本計画」が、平成21年に策定された。

基本方針

今日の人権を取り巻く状況と人権教育の重要性を踏まえ、本市教育委員会は、これまでの成果を生かし、差別の現実に学ぶという姿勢を大切にしながら、学校教育及び社会教育を通じて、すべての人の人権が尊重されるための人権教育を推進していく。

そのために、人権教育の目標を「『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現れるようにすること」とし、自尊感情を高め、共感的に理解する力やコミュニケーションの力、人間関係を調整する力などを総合的に培う。その際、発達段階等に応じて知的理解を深めるとともに人権の大切さを実感できるような学習内容・方法等の改善・充実を図る。そして、学校・家庭・地域等が連携した人権教育を推進する。

なお、推進にあたっては、個人情報の保護が配慮されるとともに教育の中立性が確保され、地域の実情を踏まえて、市民に広く理解が得られる取り組みにしていかなければならない。

2 取り組み

(1) 学校教育

すべての教職員の基本的認識の確立と組織的な取り組みの充実

実効性のある教職員研修等の充実

校長・園長のリーダーシップによる組織的・計画的な実践

教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権が尊重される学習活動の工夫と展開

- ・ 一人一人の存在や思いを大切にし、確かな学力をつける取り組み
- ・ 人権に関する知的理解や人権感覚の育成に効果的な教材等の活用
- ・ 協力的・参加的・体験的な学習の推進

人権が尊重される人間関係づくり

- ・ 自尊感情を培い人権感覚を高める技能や態度の育成
- ・ 互いのよさや可能性を認め、共に高まり合う仲間づくり

人権が尊重される環境づくり

- ・ 一人一人の子どもへの深い理解と日常的な温かい関わり
- ・ 感性を豊かにはぐくむ言語環境とその他の学習環境の整備

家庭・地域・関係諸機関との連携及び校種間の連携

家庭・地域・関係諸機関への情報発信と連携・協力

校種間及び福祉施設等との連携による研修や交流の推進

(2) 社会教育

あらゆる世代を対象とした人権教育・啓発活動

社会教育施設等における効果的な情報発信と学習機会の充実

人権教育・啓発を促進する指導者の養成

共生社会の実現に向け、主体的に取り組む市民の人権意識の高揚

家庭・地域と学校が一体となった取り組みの推進

福祉施設等との交流や多様な体験活動の推進

子どもたちの豊かな人権感覚をはぐくむ家庭教育の充実

P T A・家庭教育学級等への支援

子育て関係諸機関との連携

平成21年4月1日

人権尊重の視点に立った学校・学級づくり

すべての教育活動を通じた人権教育

自尊感情を培い、人権感覚を高める技能や態度の育成

- 自分を肯定的にとらえる態度
- 共感的に理解する力
- コミュニケーションの力
- 人間関係を調整する力

互いのよさや可能性を認め共に高まり合う仲間づくり

- 多様性や取り組む姿勢などのよさの認め合い
- 存在感・帰属感の実感

人権が尊重される

学習活動の工夫と展開

一人一人の存在を大切にし、確かな学力をつける取り組み

- 実態把握を活かした個に応じた指導
- 興味・関心や生活体験を活かした活躍の場の設定
- つまずきに寄り添う支援

人権に関する知的理解や人権感覚の育成に効果的な教材等の活用

- 感性に訴えるもの、実感のあるもの
- 子どもの作品、DVD等の映像
- ゲストティーチャー、講話等

協力的・参加的・体験的学習の推進

- 協力しつつ共に学ぶ（グループやペア）
- 主体的な参加（決定や選択の場の設定）
- 心・頭脳・体を使っている体験

人権が尊重される

人間関係づくり

一人一人の子どもへの深い理解と日常的な温かい関わり

感性を豊かにはくくむ言語環境とその他の学習環境の整備

- 言動の奥にある思いや生活背景等の理解
- 必要に応じた家庭訪問や教育相談
- 丁寧な言葉、挨拶、名前の敬称
- 人権啓発コーナー、作品への温かいコメント

人権が尊重される環境づくり

生徒指導

学級経営等

教科等指導

教職員が一体となった取り組み

連携・協力

家庭・地域・関係機関等